

これまでの検討結果のとりまとめ

(1) トラックの荷台からの墜落・転落防止対策

○ 昇降設備設置の対象の拡充

現行:労働安全衛生規則(「安衛則」という。)第151の67関係

- 事業者は、最大積載荷量が5トン以上の貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。以下同様。)又は荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。以下同様。)を行うときは、当該作業を行う労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備(以下「昇降設備」という。以下同様。)を設けなければならない。
- 当該作業に従事する労働者は、床面と荷台上の荷の上面との間を昇降しようとするときは、昇降設備を使用しなければならない。

【具体的対応及び今後の進め方】

- 最大積載量が5トン未満の貨物自動車における荷を積む作業又は荷を卸す作業においても、墜落による危険性については本質的な差異は認められないことから、昇降設備の設置の義務づけの対象を拡大していくことが必要。
- 具体的には、最大積載量が2トン以上の貨物自動車すなわち準中型の貨物自動車を対象とするようなことが妥当。
- なお、貨物自動車が荷の積み下ろし場所に作業台、プラットホームを設置するなど昇降設備と同等以上の設備を備えている場所のみ運行する場合には、貨物自動車に設置する昇降設備と同等の設備を備えているものとする。

○ 昇降設備としての最低限必要となる要件の明確化

【具体的対応及び今後の進め方】

- 貨物自動車の荷台に昇降するための足掛け(リアバンパー、サイドバンパー等)は一般に設けられているが、荷を積む作業又は荷を卸す作業を行うときに安全に昇降するための設備の具体的な要件は不明確であるため、法令上の最低限必要な基準の明確化が必要。
- 具体的には、貨物自動車に設置する昇降設備の例示を示すとともに、昇降設備として最低限必要な要件の具体化を進める。
 - ※ 最低限の昇降設備の要件:第6回(4月28日)以降検討。
- 加えて、墜落・転倒リスクが少ない、より安全な作業を担保するための「より

安全な昇降設備」として必要な基準の具体化を進める。

※ より安全な昇降設備の要件：第 6 回(4 月 28 日)以降検討。

○ 保護帽着用の対象の拡充

現行：安衛則第151の74関係

- 事業者は、最大積載荷量が 5 トン以上の貨物自動車に荷を積む作業又は荷を卸す作業を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。
- 当該作業に従事する労働者は、保護帽を着用しなければならない。

【具体的対応及び今後の進め方】

- 保護帽の着用についても、昇降設備の設置と同様に、墜落による危険性については本質的な差異は認められないことから、最大積載量が2トン以上の貨物自動車に荷を積む作業又は荷を卸す作業を対象とすることを基本。
- ただし、最大積載量のみだけではなく、貨物自動車の種類及び作業実態等を考慮しつつ、「より安全な昇降設備」の設置など一定の要件を満たした墜落・転落リスクが少ないときには保護帽の着用を義務づけないことも検討。
- 検討に当たっては、事務局が実施したアンケートの結果を踏まえ検討。

(2) ロールボックスパレット(RBP)及びテールゲートリフター(TGL)を利用する荷役作業における安全対策

○ RBP 及び TGL を利用する荷役作業における安全対策

現行：

- RBP 及び TGL を利用する荷役作業における安全対策に係る具体的な規制等はない。
- RBP については JIS 規格があるが、流通している大半の RBP は台当たりの積載容量を増やすために高い寸法を採用している状況があり、JIS で定められた安定性試験の 20 度の傾きでは転倒してしまうなど規格に適合していない製品が利用されている。
- TGL については、一般的にメーカーは昇降設備として利用することを禁止しているが、実態として陸運業者が昇降設備として利用している。

【具体的対応及び今後の進め方】

- RBP 及び TGL を安全に使用するための対策として、具体的な構造要件の規格化、点検及び取扱い方等の義務づけ等について、第 6 回(4 月 28 日)以降検討。
- 義務づけ等に当たっては、安全に係る事項を追加するなどの JIS の見直しを行った上で、JIS 規格の活用にも留意。

○ TGL の昇降設備としての利用

【具体的対応及び今後の進め方】

- 「TGL 構造要件検討委員会」の検討結果(6月)を踏まえ、検討。
- 検討に当たっては、昇降設備として利用する場合と利用しない場合を踏まえ、整理が必要。また、貨物自動車に既設されているものの対応も併せて検討。

(3) その他の荷役作業における労働災害防止対策

○ フォークリフトにおける安全装置の取り付け等の義務化を含め安全なフォークリフトの普及

現行:

- フォークリフトについては構造的・性能的な安全基準等が法令やJIS等で定められている。

【具体的対応及び今後の進め方】

- メーカー等関係団体からの具体的提案を踏まえ、第6回(4月28日)以降検討。
- 検討に当たっては、労働災害の状況等を踏まえ、安全性の向上、最新技術への対応、さらには国際規格との調和等に留意。
- 具体的には、それぞれの労働災害の状況等を踏まえた安全技術(既存のフォークリフトへの対応を含む。)を整理し、普及を図るとともに、必要に応じて安全基準等を拡充・強化。そのときにはJIS等の活用を検討。

○ 荷役作業における転倒災害を防止するために、耐滑性のある安全靴の着用などの取組

【具体的対応及び今後の進め方】

- 耐滑シューズの普及については、すでに陸災防において、シューズメーカー団体との連携、陸災防 HP 及び広報誌での情報提供が進んでおり、今後も適宜情報更新等を期待
- その他ツール等を開発、作業マニュアルを踏まえたマンガ、動画など、ノウハウをより具体的に分かりやすくしたものを作成・公開、荷役作業者の作業姿勢、疲労状況などの転倒要因をチェックリスト等で評価し、その結果を踏まえアドバイスを実施するような仕組み等については、引き続き検討課題とする。

(4) 荷役作業に係る安全衛生教育

○ 義務化を含めた荷役作業における安全衛生教育のあり方

現行:

- 「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号。以下「荷役ガイドライン」という。)に基づき荷役作業における安全衛生教育を実施しているのみであり、安全衛生教育の実施の義務づけはない。

【具体的対応及び今後の進め方】

- 安全衛生教育の対象とするべき業務を特定し、それらの業務に従事する者に対してどのような教育を実施するべきかを検討。
- 具体的には、次のような危険な業務を対象に、特別教育(安衛法第 59 条第 3 項)又は荷役ガイドラインに基づく荷役従事者に対する安全衛生教育の対象とすることを検討。
 - ・ ロールボックスパレット、テールゲートリフター又はその両方を用いた作業に係る業務 (別紙1参照)
 - ・ 荷役作業に係る業務 (別紙2参照)
 - ・ 貨物自動車に荷を積む作業又は荷を卸す作業に係る業務

(5) 荷主等庭先での荷役作業についての荷主等の役割

- 荷役作業における災害の多くが荷主等庭先で発生している状況を踏まえ、荷主等庭先で荷役作業をする場合の荷主等の役割

【具体的対応及び今後の進め方】

- 荷主等庭先で荷役作業をする場合の荷主等の役割について、第 6 回(4 月 28 日)以降検討。

ロールボックスパレットによる荷の運搬業務 特別教育カリキュラム(案)

学科

1時間15分

科目	範囲	時間
ロールボックスパレットによる労働災害	ロールボックスパレット起因による労働災害の実態と特徴 ロールボックスパレットによる災害事例	30分
ロールボックスパレットの構造及び取扱いの方法に関する知識	ロールボックスパレットの構造、取扱いの方法 点検及び整備の方法 ロールボックスパレットの安全作業のポイント	45分

実技

45分

科目	範囲	時間
ロールボックスパレットによる荷の運搬		45分

テールゲートリフターの操作 特別教育カリキュラム(案)

学科

科目	範囲	時間
テールゲートリフターの装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	テールゲートリフターの種類及び構造、取扱いの方法 点検及び整備の方法	1.5時間
テールゲートリフターによる荷の取扱い	荷の種類別の取扱いの方法 保護具の着用	1時間
労働災害の防止に関する知識	墜落・転落による労働災害防止のための措置 転倒による労働災害防止のための措置 はさまれ・巻き込まれによる労働災害防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係事項	0.5時間

実技

科目	範囲	時間
テールゲートリフターの操作	テールゲートリフターの取扱いの方法及び荷の種類に応じた操作方法	2時間

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

(平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号)

荷主等向け

表 荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）カリキュラム

科 目	範 囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 荷主等に求められる役割と安全衛生管理体制	0.5
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 荷役災害防止のために実施すべき基本事項 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	1.5
3 荷役作業の安全衛生教育	(1) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の概要 (2) 陸運事業者の労働者との混在作業における荷役運搬機械の安全な使用	1.0
4 陸運事業者との連絡調整	(1) 荷役作業（配送先での荷卸し作業を含む。）における役割分担の明確化 (2) 荷役作業実施における陸運事業者との連絡調整 (3) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置	0.5
5 関係法令	労働安全衛生関係法令	0.5
合 計		4.0

＜荷役作業従事者のための安全衛生教育（荷主等向け）カリキュラム＞

科 目	範 囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 荷役運搬機械作業者の責務（関係法令を含む。）	0.5
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 荷役災害防止の基礎知識 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	1.5
3 荷主等の構内における荷役作業の安全	(1) 荷主等の荷役運搬機械による陸運事業者の労働者の労働災害防止 (2) 陸運事業者の労働者と共同で荷役作業を行う場合の留意事項 (3) 自社構内において陸運事業者の労働者が被災することのないよう留意すべき具体的な事項	1.0
合 計		3.0

陸運事業者向け

荷役災害防止担当者に対する安全衛生教育（陸運事業者向け）のカリキュラム

科 目	範 囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 事業者の責務と安全衛生管理体制	0.5
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 基本的な荷役災害防止対策 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	2.0
3 荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚	(1) 荷役作業従事者に対する安全衛生教育 (2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得 (3) 作業指揮者等に対する教育 (4) 日常の教育	0.5
4 荷主等との連絡調整	(1) 荷役作業における役割分担の明確化 (2) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置 (3) 荷主等に求められる安全衛生対策	0.5
5 関係法令	労働安全衛生関係法令	0.5
合 計		4.0

(

<荷役作業従事者のための安全衛生教育（陸運事業者向け）カリキュラム>

科 目	範 囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状と荷役作業等者の責務	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 事業者及び荷役作業者の責務	1.0
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 荷役災害防止の基礎知識 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	2.0
3 荷役作業における安全衛生意識の高揚	ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動、リスクアセスメントの実施を通じた安全衛生意識の高揚等	0.5
4 荷主等の構内における荷役作業の安全	(1) 荷主等の構内において荷役作業を行う場合の一般的な留意事項 (2) 反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等の構内において留意すべき具体的事項	0.5
合 計		4.0

(注) 労働災害防止団体等が教育を実施する場合は、4(2)については陸運事業者が個別に行うことを前提に省略することができます。